## 国立大学法人電気通信大学学長選考 · 監察会議規程

制定 平成16年4月1日規程第4号 最終改正 令和4年3月14日規程第56号

(趣旨)

- 第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第8条第2項の規定に基づき、 国立大学法人電気通信大学の学長選考・監察会議に関し必要な事項を定めるものとする。 (構成)
- 第2条 学長選考・監察会議は、次の各号に掲げる委員で構成する。
  - (1) 国立大学法人電気通信大学経営協議会規程第2条第3号に掲げる者の中から経営協議会において選出された者 5人
  - (2) 国立大学法人電気通信大学教育研究評議会規程第2条第4号から第7号に掲げる者の中から教育研究評議会において選出された者 5人
- 2 委員が国立大学法人電気通信大学学長選考等規程(以下「選考等規程」という。)第 4条に定める学長候補者として推薦されることに同意したときは、委員を辞任しなけれ ばならない。
- 3 委員に欠員が生じたときは、速やかに後任を補充しなければならない。 (任期)
- 第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者 の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、前項の委員の任期は、経営協議会委員又は教育研究評議会 評議員としての任期を超えないものとする。

(会議の権限)

- 第4条 学長選考・監察会議は、次の各号に掲げる事項について審議、決定する。
  - (1) 学長の選考に関する事項
  - (2) 学長の解任に関する事項
  - (3) 学長の任期に関する事項
  - (4) 学長の業績評価に関する事項
  - (5) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第10条第4項に規定する大学総括 理事を置くことに関する事項

(会議の運営)

- 第5条 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 議長は、学長選考・監察会議を主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。 (会議の開催)
- 第6条 学長選考・監察会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

(議事)

第7条 学長選考・監察会議の議事は、出席委員の3分の2以上で決するものとする。た

だし、選考等規程第7条に定める学長予定者の選考に関しては、単記無記名投票を行い、 有効投票の2分の1以上を得たものとする。 意向調査対象者が3名いる場合で有効投票 の2分の1以上を得た者がいない場合は、上位2名を対象に単記無記名投票を行う。

(構成員以外の者の出席)

第8条 学長選考・監察会議は、必要と認めた場合は、委員以外の者を学長選考・監察会議に出席させて、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 学長選考・監察会議に関する事務は、総務部総務企画課において処理する。 (雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、学長選考・監察会議の運営に関し必要な事項は、 学長選考・監察会議が別に定める。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月16日規程第35号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月15日規程第4号)

この規程は、平成19年5月15日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年6月10日)

この規程は、平成22年6月10日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年5月22日規程第6号)

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 (平成25年9月3日規程第8号)

この規程は、平成25年9月3日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規程第38号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規程第46号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規程第35号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日規程第112号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月18日規程第46号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月20日規程第2号)

この規程は、令和2年5月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年3月14日規程第56号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。